

生命保険金（死亡・満期）を 受けとったときの税金は？

Q 生命保険金（死亡保険金・満期保険金）を受けとったときは、契約形態によって税金のかかり方が違うと聞きました。そのポイントを教えてください。

A ▶ 契約者・被保険者・受取人の関係で税金が違う？

生命保険金には、一般的に被保険者が死亡したときに支払われる死亡保険金と、保険契約で満期を迎えたときに支払われる満期保険金があります。

保険契約の形態によって課税される税金の種類が異なります。

● 死亡保険金の税金（保険契約の形態は例で記載しています）

保険契約の形態			課税される税金
契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	
夫	夫	妻	相続税
		子	
		親	
		内縁の妻(※)	
妻	夫	妻	贈与税
		妻または子	夫
妻	夫	妻	所得税・住民税（一時所得）

※ 父母、兄弟姉妹、離婚した配偶者などが保険金受取人となっている例が多くあります。

契約者（保険料負担者）と被保険者が同一の生命保険の契約で、死亡保険金を受け取った人が相続人であってもなかっても相続税の対象となります（贈与税の対象ではありません）。

なお、死亡保険金を受け取った人が相続人である場合は、相続税の生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人の数）は課税対象から除かれます。

● 満期保険金の税金（保険契約の形態は例で記載しています）

保険契約の形態			課税される税金
契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	
夫	夫・妻・ または子	夫	所得税・住民税（一時所得）
		妻	贈与税
		子	
妻	夫・妻・ または子	夫	所得税・住民税（一時所得）
		妻	

※ 1. 一時所得の金額は（満期保険金 - 払込保険料総額 - 特別控除 50万円）です。

2. なお一時所得の金額を所得金額に合計するときは、上記の一時所得の金額を2分の1します。

▶ 生命保険と税金のポイント

生命保険金が満期のとき、そして、負担者または被保険者が死亡のときに税金の問題が発生しますので、保険の契約時に、十分に契約形態を検討した上で契約をするようにしましょう。

財産や保険金額の多い少ないにより、税金の計算を単純に比較することは難しいのですが、通常は、相続税 → 所得税 → 贈与税の順序で税率が高くなっていくケースが多いようです。

(ワンポイントアドバイス) 生命保険契約は税金のことも考えて！

※ 令和6年2月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。